

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 1 月 12 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1700273 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700206 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から平成 12 年 9 月 29 日まで

平成 9 年から A 社に勤務し、平成 10 年 10 月からは取締役に就任した。当初から 50 万円以上の給料を受け取っており、給与から厚生年金保険料を控除されていた。ところが、平成 12 年頃に会社が保険料を滞納し、当時の社会保険事務所の指導により平成 10 年まで遡って標準報酬月額を 9 万 8,000 円に修正された。会社から保険料の差額分を受け取っていないし、修正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初、請求者が主張する 59 万円と記録されていたところ、平成 12 年 2 月 10 日付けで、平成 10 年 3 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に訂正する減額処理が行われ、請求者の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である平成 12 年 9 月 29 日まで継続していることが確認できる上、他の取締役 2 名及び監査役の計 3 名の標準報酬月額についても、請求者と同様の内容で、それぞれの標準報酬月額を遡って 9 万 8,000 円に訂正する減額処理が行われていることが確認できる。

また、事業主は所在不明であり、事実確認ができないため、上記 3 名に照会し、回答が得られた 1 名は、当該遡及減額訂正に関連する状況については、すべて不明である旨回答している。

一方、請求者は請求期間当時、A 社の取締役であり、総務部門を担当していたと陳述しているところ、商業登記簿謄本により、取締役であったことが確認できる上、日本年金機構から提出された滞納処分票及び不納欠損決議資料には、当時、同社の経営状態が悪化し、保険料の滞納が発生している状況が記録されており、請求者が事業所の社会保険事務担当者として、滞納保険料の返済計画等について社会保険事務所（当時）と頻繁に折衝を行っていたことが確認できる。

さらに、請求者は、前述の遡及訂正処理について、滞納していた保険料を減額するために、

自らを含む同社の取締役等4名に係る報酬月額を、実際の給与額と異なる低い額に遡って変更する届出書に代表者印を自ら押印し、届出を行ったと陳述している。

加えて、社会保険の手続業務において、代表者印を自ら押印できる立場にあった旨陳述していることを踏まえると、請求者は、同社の社会保険業務を執行する取締役として、前述の遡及訂正処理の原因となる届出に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、同社の社会保険業務を執行する取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額処理に関与しているにもかかわらず、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。